



2007年10月5日

関係各位

野村アセットマネジメント株式会社

**野村アセットマネジメント、**  
**中国 A 株指数および日本の小型株指数を連動対象とした ETF の新規設定を発表**  
～ 10/23(火)、大阪証券取引所に上場予定～

野村アセットマネジメント株式会社(執行役社長:柴田拓美)は、中国 A 株指数である「上証 50 指数」を連動対象とした ETF(上場投資信託)「上海株式指数・上証 50 連動型上場投資信託」<sup>1</sup>(以下「上証 50 連動 ETF」)、および日本の小型株指数を連動対象とした ETF「ラッセル野村小型コア・インデックス連動型上場投資信託」(以下「RN 小型コア ETF」)を新たに設定すると発表した。設定予定日は両 ETF とも 10 月 22 日。

また、本日、両 ETF とも大阪証券取引所より上場承認を受けた。上場予定日は 10 月 23 日。同日より、全国の証券会社を通じて両 ETF への投資が可能となる。

投資単位の金額は、上証 50 連動 ETF が 7 万円程度(1 口単位)、RN 小型コア ETF が 14 万円程度(10 口単位)となる見込み。

外国の株価指数に連動する ETF の日本国内上場は、上証 50 連動 ETF が初めてであり、また、日本の小型株指数に連動する ETF の日本国内上場は、RN 小型コア ETF が初となる。両 ETF の設定・上場により、同社が運用する ETF「NEXT FUNDS」<sup>2</sup>は、合計 9 本となる。両 ETF の概要は、別紙の通り。

1 「上証」とは、上海証券取引所を意味する。「シャン・ジャン」または「シャン・しょう」と読む。

2 「NEXT FUNDS」は、同社が運用する ETF シリーズの統一ブランド。「NEXT FUNDS」の名称は、「野村の ETF(上場投資信託)」を意味する「Nomura Exchange Traded FUNDS」の頭文字であるとともに、「次世代のファンド」のラインナップを展開していく意図を表している。

< 別紙1 >

平成 19 年 10 月 5 日

「上海株式指数・上証50連動型上場投資信託」の概要

商号 野村アセットマネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
 加入協会 (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

商品分類	国内籍 / 円建 / 公募 / 追加型株式投資信託 (投資信託法上の証券投資信託、信託法上の新法信託、投信法施行令第12条第1号の要件を満たす、税法上の株式等証券投資信託(租税特別措置法第37条の10第2項第5号))
ファンド名	上海株式指数・上証50連動型上場投資信託 なお、「上海株式指数・上証50連動型上場投信」、「上海株式指数・上証50連動型投信」、「上海株式指数・上証50連動型ETF」、「上証50連動型上場投資信託」、「上証50連動型上場投信」、「上証50連動型投信」、「上証50連動型ETF」、「上証50連動上場投信」、「上証50連動投信」、「上証50連動ETF」、「SSE50 INDEX LINK ETF」または「SSE50 LINK ETF」(以下「別称」と総称します。)と称する場合があります。 ファンドの名称(別称を含みます。)の前に「NEXT FUNDS」または「ネクスト・ファンズ」の文言を付記する場合があります。
信託期間	無期限
対象株価指数	上証50指数 人民元ベースである対象株価指数の日本円換算は、第1号の人民元・米ドル為替レートおよび第2号の米ドル・日本円為替レートを用いて算出します。 1. 「人民元・米ドル為替レート」は、原則として、対象株価指数と同日付の、中国人民銀行の発表する仲値の為替レートを用います。ただし、当該レートが発表されない場合、委託者が同等ないしは適切と判断する為替レートを用いることができます。 2. 「米ドル・日本円為替レート」は、原則として、対象株価指数と同日付の、日本銀行が17時(午後5時)時点のスポット・レートとして公表する為替レートの仲値を用います。ただし、当該レートが発表されない場合、委託者が同等ないしは適切と判断する為替レートを用いることができます。

	<p>&lt; 上証50指数とは &gt;</p> <p>上証50指数は、上海証券取引所(中国語名称「上海証券交易所」)に上場するA株から科学的かつ客観的な方法で選択された、規模および流動性の高い代表的な50銘柄で構成されています。指数の計算方法は、浮動株比率を調整した時価総額加重平均方式です。2003年12月31日を基準日とし、その日の指数値を1000として算出されています。</p>
受益権の単位	<p>当初1口当りの元本は、当初設定日の前営業日と同日付の円換算した対象株価指数に100.60%を乗じて得た額(小数点以下は切り上げます。)とします。)</p>
基準価額	<p>基準価額は日々計算し、公表します。(表示:1口当り)</p>
クローズド期間	<p>信託期間中の現金による一部解約はできません。</p> <p>保有する受益証券と当該受益証券の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)をすることができます。</p>
投資対象	<p>1. 対象株価指数(当該指数と表示通貨を同一に換算することで当該指数との連動性を有するものを含む。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(以下の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「指数連動有価証券」という。)</p> <p>2. 対象株価指数に採用されている銘柄の株式およびすでに公表された対象株価指数採用予定の株式ならびに当該各銘柄の株価(当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含む。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(以下の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「株価連動有価証券」という。)</p> <p>株価連動有価証券および指数連動有価証券は、以下のものに限り、</p> <p>(1) 社債券、外国の者の発行する証券または証書で社債券の性質を有するもの</p> <p>(2) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもの。)、投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるもの。)</p> <p>(3) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるもの。)であって、有価証券(株価指数を含むものとする。)に係るオプションを表示する証券または証書</p>
運用方針	<p>この信託は、以下のいずれかの運用方法により、円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。</p> <p>ア. 対象株価指数(当該と表示通貨を同一に換算することで当該との連動性</p>

を有するものを含む。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(「投資対象」の項の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「指数連動有価証券」という。)のみに投資を行なう方法。

イ. 対象株価指数に採用されている銘柄もしくは採用が決定された銘柄の株式または当該各銘柄の株価(当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含みます。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(「投資対象」の項の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「株価連動有価証券」という。)のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄(当該銘柄の株価連動有価証券を含む。)の数の比率を対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行なう方法。

中国において、中国国内の証券市場への投資について、外国人に対する規制が行われている間は、原則としてイの方法は行ないません。

アの方法からイの方法へ、またはイの方法からアの方法へ、運用方法を転換する場合があります。

当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が上記に沿うよう、信託財産を組成します。

次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

1. 対象株価指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
2. 対象株価指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合
3. 信託財産に属する指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と円換算した対象株価指数の連動性が失われるおそれがある場合
4. 交換が行なわれた場合
5. アの方法からイの方法へ、またはイの方法からアの方法への、運用方法の転換を行なう場合。
6. その他基準価額と円換算した対象株価指数の連動性を維持するために必要な場合

	<p>投資を行なう公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとします。(格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含まず。)</p> <p>公社債への投資にあたっては、複数の発行体が発行する公社債に投資するよう努めます。ただし、ファンドの純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する公社債へは投資しない場合があります。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>				
<p>決 算 日</p>	<p>毎年、7月8日とします。 第1計算期間の決算日は、平成20年7月8日(火)とします。</p>				
<p>収 益 分 配</p>	<p>毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。売買益が生じて、分配は行いません。</p> <p>分配金は、決算日現在における受託者に名義登録されている受益者(名義登録受益者)に原則として決算日から起算して40日以内の委託者の指定する日に受益者があらかじめ指定する預金口座に振り込む方式により支払います。</p>				
<p>信 託 報 酬</p>	<p>&lt; 信託報酬 &gt;</p> <p>信託報酬の総額は、次の(1)により計算した額に、次の(2)により計算した額を加えて得た額とします。</p> <p>(1) 信託財産の純資産総額に年0.9975%(税抜年0.95%)以内で委託者が定める率(当初設定日現在は年0.9975%(税抜年0.95%))を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt; 委託会社 &gt;</td> <td style="text-align: center;">&lt; 受託会社 &gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 0.90%</td> <td style="text-align: center;">年 0.05%</td> </tr> </table> <p>(2) 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の52.5%(税抜50%)以内の額。委託会社と受託会社の配分については折半とします。</p> <p>&lt; その他費用 &gt;</p> <p>受益証券の上場に係る費用および対象株価指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。</p>	< 委託会社 >	< 受託会社 >	年 0.90%	年 0.05%
< 委託会社 >	< 受託会社 >				
年 0.90%	年 0.05%				

信託財産留保額	一部解約は不可。(追加設定時は、販売基準価額 = 基準価額 × 100.60%)
投資制限	<p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>デリバティブの利用は、運用の基本方針にしたがって有価証券に投資するまでの間、または対象株価指数に連動する投資成果を目指す目的に限るものとし、対象株価指数またはその他の中国の株価指数を対象とした株価指数先物取引に限り、補完的に行なうことができます。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p>
償還条項	<p>この信託の受益証券を上場した全ての取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は繰上償還します。</p> <p>また、交換を行なうことにより4万口を下ることとなった場合には繰上償還させることができます。</p>
当初設定日	平成19年10月22日(月)(予定)
当初設定額	<p>信託契約締結日の前営業日と同日付の円換算した対象株価指数に100.60%を乗じて得た額(小数点以下は切り上げます。)の8万倍の金額を上限とします。</p> <p>(当投資信託の関係法人による自己設定)</p>
信託金限度額	110億円
当初募集	なし
取引所における 売 買	<p>(1) 上場日:平成19年10月23日(火)(予定。取引所の上場承認を前提とする。)</p> <p>(2) 上場市場:大阪証券取引所</p> <p>(3) 売買単位:1口(1売買単位口数)以上1口単位</p> <p>(4) 呼び値:取引所の規定によります</p> <p>(5) 手数料:受託契約準則によります(取扱い第一種金融商品取引業者が独自に定める率)。</p> <p>(6) 信用取引:大阪証券取引所による選定を前提に、信用取引可能となる予定。</p>
追加設定	<p>委託者の指定する第一種金融商品取引業者(以下「販売会社」といいます。)は、平成19年10月23日(上場日)以降、委託者が別に定める一定口数(2万口)以上の受益証券を、取得申込受付日の前営業日の委託者が別に定める時限(午後3時)までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に、100.60%の率を乗じて得た価額(以下「販売基準価額」といいます。)とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費</p>

	<p>税等に相当する金額を徴するものとします。</p> <p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における受益証券の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益証券の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益証券の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日</li> <li>2. 取得申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日でない日」の前営業日となる場合の当該申込日</li> <li>3. 信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、信託財産が組み入れる指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの</li> <li>4. ファンドの決算日の前々営業日および前営業日</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>取得申込みに伴う指数連動有価証券または株価連動有価証券への投資ができない場合は、受益証券の取得申込みの受付けを停止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。</p>
<p>交 換</p>	<p>信託期間中において現金によるこの信託の一部解約の請求を実行することはできません。</p> <p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 20 年 1 月 7 日(月)以降、委託者に対し、委託者が交換請求受付日の前営業日(以下「交換申込日」といいます。)の別に定める時限(午後 3 時)までに、一定口数(2 万口)以上の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。</p> <p>上記の一定口数は、信託財産に属する有価証券について、当該信託財産に対する持分に相当するものが、当該有価証券の信託財産における構成比に相当する比率で当該各有価証券の最小売買単位以上の数をもって交換するために必要な口数を基礎として、委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。</p>

	<p>交換価額は、交換請求受付日(交換申込日の翌営業日)の基準価額とします。</p> <p>販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。</p> <p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交換申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、別に定める海外の休日と同日付となる日がある場合の当該申込日</li> <li>2. 交換申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日</li> <li>3. 信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの</li> <li>4. 交換申込日の翌営業日の翌日から、当該交換申込日当日から起算して 8 営業日目の前日までの期間に、ファンドの決算日がある場合の当該申込日</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol> <p>交換の対象となる有価証券は、交換請求受付日から起算して 7 営業日目から、販売会社に交付または振替を行います。販売会社は所定の手続きを経て当該有価証券を受益者に速やかに交付または振替を行います。</p>
<p>「別に定める海外の休日」</p>	<p>「別に定める海外の休日」とは、下記の条件のいずれかに該当する日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上海証券取引所の休日</li> <li>・ 北京、上海、ロンドンまたはニューヨークの休日(銀行の通常の営業日以</li> </ul>

	外の日)
信託終了時の交換	上場廃止等によって信託が終了する時は、交換と同様、受益権の持分に相当する信託財産中の有価証券で返還します。
指定第一種金融商品取引業者	野村證券株式会社（「追加設定」、「交換」を受け付ける第一種金融商品取引業者をいい、約款、目論見書上では「販売会社」といいます。）
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託者:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

上証50指数については、上海証券取引所(中国語名称「上海証券交易所」)は、中証指数有限公司(China Securities Index Co., Ltd. 以下「CSI」)に、その管理の権限を委託します。CSIおよび上海証券取引所は、上証50指数の正確性を確保するために、一切の必要な手段を講じます。しかし、CSIまたは上海証券取引所のいずれも、過失の有無にかかわらず、当該指数におけるいかなる誤りについても、いかなる者に対しても責任を負わず、また、CSIまたは上海証券取引所のいずれも、当該指数におけるいかなる誤りについても、いかなる者に対しても通知する義務を負いません。

この資料は、「上海株式指数・上証50連動型上場投資信託」(以下「本ETF」といいます。)の概要をご説明するために作成したご参考用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、この資料は投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資に際しては、有価証券届出書、目論見書や契約締結前交付書面をお読みの上、投資家の皆さまご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

野村アセットマネジメント株式会社は、本ETFについて、直接、投資家の皆さまのお申込みを承っておりません。ETFへの投資にあたっては、最寄りの取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)に口座を開設になり、お申込みください。

本ETFは、値動きのある有価証券を主な投資対象としますので、連動対象である株価指数および外国為替相場の変動、組入有価証券の価格の下落、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

本ETFへの投資に際しては、投資家の皆さまには以下の費用をご負担いただきます。

< 売買手数料 >

本ETFの市場売買には、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社毎に手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません。)

## < 信託報酬 >

上記の表の「信託報酬」の項に掲げた率(年率、税込み)に応じた額が、保有期間に応じてかかります。これは、信託財産中から支弁され、当該 ETF の保有期間中に間接的にご負担いただく費用となります。

## < その他の費用 >

本 ETF に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(外国での財産の保管等に要する諸費用を含みます。)、受託者の立替えた立替金の利息、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査費用等の諸費用(受益権の上場に係る費用および対象指標についての商標の使用料を含みます。)およびそれらの諸費用に係る消費税等が、保有期間中、その都度かかります。これらは、信託財産中から支弁され、当該 ETF の保有期間中に間接的にご負担いただく費用となります。

< 別紙 2 >

平成 19 年 10 月 5 日

「ラッセル野村小型コア・インデックス連動型上場投資信託」の概要

商号 野村アセットマネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 373 号  
 加入協会 (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

商 品 分 類	国内籍 / 円建 / 公募 / 追加型株式投資信託 (投資信託法上の証券投資信託、信託法上の新法信託、改正投信法施行令第 12 条第 2 号の要件を満たす、税法上の特定株式投資信託(租税特別措置法第 3 条の 2)、投信協会分類:インデックス型(その他インデックス連動型))
フ ァ ン ド 名	ラッセル野村小型コア・インデックス連動型上場投資信託(仮称) なお、「ラッセル野村小型コア・インデックス上場投資信託」、「ラッセル野村小型コア・インデックス上場投信」、「ラッセル野村小型コア・インデックス投信」、「ラッセル野村小型コア・インデックス ETF」、「ラッセル野村小型コア連動型上場投資信託」、「ラッセル野村小型コア連動型上場投信」、「ラッセル野村小型コア上場投信」、「ラッセル野村小型コア投信」、「ラッセル野村小型コア ETF」、「RN 小型コア連動型上場投資信託」、「RN 小型コア連動型上場投信」、「RN 小型コア上場投信」、「RN 小型コア投信」、「RN 小型コア ETF」、「Russell/Nomura Small Cap Core インデックス連動型上場投資信託」、「Russell/Nomura Small Cap Core インデックス上場投資信託」、「Russell/Nomura Small Cap Core インデックス上場投信」、「Russell/Nomura Small Cap Core インデックス投信」、「Russell/Nomura Small Cap Core インデックス ETF」、「RN SC 上場投資信託」、「RN SC 上場投信」または「RN SC ETF」(以下「別称」と総称します。)と称する場合があります。 ファンドの名称(別称を含みます。)の前に「NEXT FUNDS」または「ネクスト・ファンズ」の文言を付記する場合があります。
信 託 期 間	無期限
対 象 株 価 指 数	Russell/Nomura Small Cap Core インデックス (「ラッセル野村小型コア・インデックス」という場合があります。)
受 益 権 の 単 位	当初 1 口当りの元本は、設定日の前営業日の対象株価指数の終値に 100 を乗じて得た額(小数点以下は切り上げます。)とします。
基 準 価 額	基準価額は日々計算し、公表します。(表示:10 口当り)
ク ロ ー ズ ド 期 間	信託期間中の現金による一部解約はできません。 保有する受益証券と当該受益証券の信託財産に対する持分に相当する株

	式(現物)との交換(以下「交換」といいます。)をすることができます。
投資対象	対象株価指数に採用されている株式およびすでに公表された対象株価指数採用予定の株式のみとします。
運用方針	<p>この信託は、対象株価指数に採用されている銘柄または採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、対象株価指数に連動する投資成果を目指します。</p> <p>次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象株価指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合</li> <li>2. 対象株価指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合</li> <li>3. 追加信託または交換が行なわれた場合</li> <li>4. その他連動性を維持するために必要な場合</li> </ol> <p>投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)または店頭売買有価証券登録原簿に登録(登録予定を含みます。)されている銘柄のうち、対象株価指数に採用されている銘柄の株式または採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。なお、対象株価指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。</p> <p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>上記にかかわらず、対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に株価指数先物取引の買建を行なうことができます。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります</p>
決算日	<p>毎年、7月15日とします。</p> <p>第1計算期間の決算日は、平成20年7月15日(火)とします。</p>
収益分配	<p>毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。売買益が生じても、分配は行いません。</p> <p>分配金は、決算日現在における受託者に名義登録されている受益者(名義登録受益者)に原則として決算日から起算して40日以内の委託者の指定する日に受益者があらかじめ指定する預金口座に振り込む方式により支払</p>

	います。				
信託報酬	<p>&lt; 信託報酬 &gt;</p> <p>信託報酬の総額は、次の(1)により計算した額に、次の(2)により計算した額を加えて得た額とします。</p> <p>(1) 信託財産の純資産総額に年 0.525%(税抜年 0.50%)以内で委託者が定める率(当初設定日現在は年 0.525%(税抜年 0.50%))を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt; 委託会社 &gt;</td> <td style="text-align: center;">&lt; 受託会社 &gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 0.45%</td> <td style="text-align: center;">年 0.05%</td> </tr> </table> <p>(2) 信託財産に属する株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の 42%(税抜 40%)以内の額。委託会社と受託会社の配分については折半とします。</p> <p>&lt; その他費用 &gt;</p> <p>受益証券の上場に係る費用および対象株価指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。</p>	< 委託会社 >	< 受託会社 >	年 0.45%	年 0.05%
< 委託会社 >	< 受託会社 >				
年 0.45%	年 0.05%				
信託財産留保額	なし				
投資制限	<p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資は行ないません。</p> <p>デリバティブの利用は、運用の基本方針にしたがって株式に投資するまでの間、または対象株価指数に連動する投資成果を目指す目的に限るものとし、対象株価指数またはその他のわが国の小型株の指数を対象とした株価指数先物取引に限り、補完的に行なうことができます。</p>				
償還条項	<p>この信託の受益証券を上場した全ての取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は原則として繰上償還します。</p> <p>また、交換を行なうことにより 20 万口を下ることとなった場合には繰上償還させることができます。</p>				
当初設定日	平成 19 年 10 月 22 日(月)				
当初設定額	<p>信託契約締結日の前営業日における対象株価指数の終値に 100 を乗じて得た額(小数点以下は切り上げます。)の 25 万倍の金額に相当する有価証券等を上限とします。</p> <p>(当投資信託の関係法人による自己設定)</p>				
信託金限度額	3000 億円				
当初募集	なし				

<p>取引所における 売 買</p>	<p>(1) 上場日:平成 19 年 10 月 23 日(火)(予定。取引所の上場承認を前提とする。)</p> <p>(2) 上場市場:大阪証券取引所</p> <p>(3) 売買単位:10 口(1 売買単位口数)以上 10 口単位</p> <p>(4) 呼び値:取引所の規定によります</p> <p>(5) 手数料:受託契約準則によります(取扱い第一種金融商品取引業者が独自に定める率)。</p> <p>(6) 信用取引:大阪証券取引所による選定を前提に、信用取引可能となる予定。</p>
<p>追 加 設 定</p>	<p>受益証券の取得(追加設定)については、原則として、委託者が事前に提示する現物株式のポートフォリオ(以下「指定株式ポートフォリオ」といいます。 )による設定に限定します。</p> <p>委託者の指定する第一種金融商品取引業者(以下「販売会社」といいます。 )は、平成 19 年 10 月 23 日(上場日)以降、委託者が別に定める一定口数(10 万口)の整数倍の受益証券を、取得申込受付日の前営業日(以下「取得申込日」といいます。 )の委託者が別に定める時限(午後 3 時)までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。</p> <p>追加設定の価額は取得申込受付日(取得申込日の翌営業日)の基準価額とします</p> <p>上記の一定口数は、信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象株価指数に連動すると想定する、1 単位の現物株式のポートフォリオ(原則として、日々公表するものとします。 )を構成する銘柄の株式につき金融商品取引所(店頭売買有価証券市場で取引される銘柄の株式については認可金融商品取引業協会)が定める一売買単位(「取引所売買単位」といいます。 )の整数倍の株数をもって受益証券を取得するために必要な口数を基礎として委託者が別に定める口数とします。</p> <p>なお、指定株式ポートフォリオの時価評価額が取得する受益証券の評価額に満たない場合は、その差額を金銭にて設定するものとします。</p> <p>対象指数の構成銘柄の発行会社またはその子会社が追加設定を行なう場合は、原則として指定株式ポートフォリオにおける当該銘柄の時価総額に相当する金額および当該金額の 0.15%の額を金銭にて設定するものとします。</p>

	<p>販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。</p> <p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における受益証券の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益証券の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益証券の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して4営業日以内</li> <li>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々5営業日前から起算して5営業日以内</li> <li>3. ファンドの決算日の前営業日</li> <li>4. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol>
<p>交 換</p>	<p>信託期間中において現金によるこの信託の一部解約の請求を実行することはできません。</p> <p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成20年1月7日以降、委託者に対し、委託者が交換請求受付日の前営業日(以下「交換申込日」といいます。)の別に定める時限(午後3時)までに、一定口数(10万口)の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。</p> <p>上記の一定口数は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が当該株価指数に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として、委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。</p> <p>交換価額は、交換請求受付日(交換申込日の翌営業日)の基準価額とします。</p> <p>販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。</p>

	<p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内</li> <li>2. 当該株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々6営業日前から起算して8営業日以内</li> <li>3. 交換申込日の翌営業日の翌日から、当該交換申込日当日から起算して5営業日目の前日までの期間に、ファンドの決算日がある場合の当該申込日</li> <li>4. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>交換の請求を行なった受益者が、対象株価指数の構成銘柄である発行会社またはその子会社である場合には、交換必要口数から、当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式(当該発行会社の株式を除く。)を交換するよう指図します。</p> <p>交換の対象となる株式は、交換請求受付日から起算して4営業日目から、販売会社に交付または振替を行います。販売会社は所定の手続きを経て当該株式を受益者に速やかに交付または振替を行います。</p>
<p>信託終了時の交換</p>	<p>上場廃止等によって信託が終了する時は、交換と同様、受益証券の持分に相当する信託財産中の株式で返還します。</p>
<p>指定第一種金融商品取引業者</p>	<p>野村証券株式会社、コスモ証券株式会社 (「追加設定」、「交換」を受け付ける第一種金融商品取引業者をいい、約款、目論見書上では「販売会社」といいます。)</p>
<p>受託銀行</p>	<p>野村信託銀行株式会社</p>

フランク・ラッセル・カンパニー (FRANK RUSSELL COMPANY) / 野村證券株式会社による「ラッセル野村インデックス」の公表若しくは「ラッセル野村インデックス」から派生する有価証券・その他の金融商品に関連する商標の使用許諾は、「ラッセル野村インデックス」に基づき、また、「ラッセル野村インデックス」から派生する有価証券・その他の金融商品に対する投資の魅力に関し、いかなる意味でも、フランク・ラッセル・カンパニー / 野村證券株式会社による表明又は意見を示唆するものでも暗示するものでもありません。フランク・ラッセル・カンパニー / 野村證券株式会社はいずれも、そのような有価証券・その他の金融商品の発行者ではありません。また、フランク・ラッセル・カンパニー / 野村證券株式会社はいずれも「ラッセル野村インデックス」そのもの、また、それに包含されるか、反映されているデータに関する商品適格性や特定の目的への適合性に対し、若しくは、「ラッセル野村インデックス」そのものまた、それに包含されるか、反映されているデータを利用したいいかなる者が得る結果に対し、明示的にせよ黙示的にせよいかなる保証も行ないません。

この資料は、「ラッセル野村小型コア・インデックス連動型上場投資信託」(以下「本ETF」といいます。)の概要をご説明するために作成したご参考用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、この資料は投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資に際しては、有価証券届出書、目論見書や契約締結前交付書面をお読みの上、投資家の皆さまご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

野村アセットマネジメント株式会社は、本ETFについて、直接、投資家の皆さまのお申込みを承っておりません。ETFへの投資にあたっては、最寄りの取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)に口座を開設になり、お申込みください。

本ETFは、値動きのある有価証券を主な投資対象としますので、連動対象である株価指数の変動、組入株式の価格の下落、組入株式の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。

したがって、投資元本が保証されているものではありません。

本ETFへの投資に際しては、投資家の皆さまには以下の費用をご負担いただきます。

#### < 売買手数料 >

本ETFの市場売買には、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社毎に手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません。)

#### < 信託報酬 >

上記の表の「信託報酬」の項に掲げた率(年率、税込み)に応じた額が、保有期間に応じてかかります。これは、信託財産中から支弁され、当該ETFの保有期間中に間接的にご負担いただく費用となります。

## <その他の費用>

本ETFに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査費用等の諸費用(受益権の上場に係る費用および対象指標についての商標の使用料を含みます。)およびそれらの諸費用に係る消費税等が、保有期間中、その都度かかります。これらは、信託財産中から支弁され、当該ETFの保有期間中に間接的にご負担いただく費用となります。